

件名	特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	教育委員会事務局 管理部 教育総務課
根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）
<p>【改正の概要】</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）が施行されることに伴い、次の条例の一部を改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> 2 の条例中、教育長の給与及び旅費に関する規定を削除し、本条例に統合 2 教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・教育長の給与、退職手当、旅費に関する規定を削除 ・教育長の職務に専念する義務の免除について規定 ・教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例に題名改正 3 知事等の退職手当に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> 2 の条例中、教育長の退職手当に関する規定を削除し、本条例に統合 4 愛媛県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・教育長に関する規定整理 ・条番号のずれが生じたことに伴う規定整理 5 愛媛県教育委員会委員定数条例 <ul style="list-style-type: none"> 教育委員の定数を改正 6 人→5 人 6 知事等の給与の特例に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> 本条例中、教育長の給与の特例に関する規定を、特別職の規定に統合 7 愛媛県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> 条番号のずれが生じたことに伴う規定整理 8 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 <ul style="list-style-type: none"> 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 26 年愛媛県条例第 48 号）の第 9 条を削除 	
施行日	平成 27 年 4 月 1 日
【その他参考事項】	